

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療保険料賦課に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システムの運用・保守を外部業者に委託しているが、情報の不正な利用等への対策として、外部業者との間に締結した委託契約の中に、個人情報の保護及び取扱いに関する条項を含めている。

評価実施機関名

熊本県人吉市長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険料賦課に関する事務
②事務の概要	【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、被保険者に対し保険料の賦課及び減免を行う。 【内容】 高齢者の医療の確保に関する法律、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・後期高齢者医療保険料の算定に必要な個人所得を含む情報の照会、確認。 ・後期高齢者医療保険料の期割作業及びその通知。 ・後期高齢者医療保険料の減免申請の受理。承認又は却下の決定を熊本県後期高齢者医療広域連合が行った後、その通知を本市が行う。
③システムの名称	Acrocity、中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険料賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一の59の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 ③住民基本台帳法第30条の10
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号 別表第二の80及び83の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 ③人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第二の20、21、22、36、37、41、48、49及び50の項 【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号 別表第二の82の項 ②人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第二の47の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表) 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]